

勝浦市農業委員会会議録

(12月定例会)

平成30年12月6日(木曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

報告第2号 公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

12月に入りまして、何かと忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先般、全国農業委員会の会長代表者会議に出席をして参りました。

夷隅郡代表ということで、東京の芝にあるメルパルクホールというところで全国から総勢1,300人程度がその会議に出席をしました。

主な内容ですが、平成28年4月1日に新たな農業委員会法に基づきまして新制度がスタートした訳でございます。

その中で新たな農業委員会に関する法律ができて、もうすぐ3年になるところです。

農業委員は地域の代表ということで、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保、農地利用の集積、遊休農地の発生防止というのが活動のテーマとして、全国的に取り組んできた訳でございますけれども、少子高齢化に伴い、年々遊休農地が増加している状況でございます。

本市も同じような状況でございますが、国から助成措置を講じて整備された農地につきましては、どんなことがあっても遊休農地にさせないよう対策をしていかなければいけないというのが我々の役目であります。

また、農業委員の他に新たに農地利用最適化推進委員という組織も立ち上げて、日々の農地あるいは農地利用の調査等も現在していただいておりますが、今後はその辺りをより一層強化していただきたいというのが全国農業委員会代表者集会での決議事項でありましたので、ご報告させていただきました。

また、その日併せて地元選出の国会議員、夷隅と長生管内では参議院議員では石井準一先生、衆議院議員では森英介先生のところへ、こういった農地を活かす運動を全国的に展開していくんだという決議要請をしてきたところでもあります。

今後、色々な問題があるとは思いますが、皆さんで協力して遊休農地を解消する、農地の担い手を探して農地の集積を図っていくんだということで地元の方でも活動していただければと思います。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会12月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、8番滝口裕都委員及び2番末吉光委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号38番につきましては、●番、●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年11月29日付けで決定を求められたものです。

このたびの12月定例会に諮るべき件数は、新規設定 71件、404,990.60平方メートルです。

なお、資料1ページから4ページまでは通常分であり、資料5ページは大森地区ほ場整備の追加分、資料6ページから71ページの66件は、大楠地区のほ場整備分であります。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、白木の田、2筆、2,810平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から10ヶ年の新規設定です。

次に、資料の2ページをご覧ください。

申請番号2番、市野川の田、6筆、5,140平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から10ヶ年の新規設定です。

次に、資料の3ページをご覧ください。

申請番号3番、上野の田、3筆、1,866平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から3ヶ年の新規設定です。

次に、資料の4ページをご覧ください。

申請番号4番、上野の田、3筆、3,063平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から10ヶ年の新規設定です。

次に、資料の5ページをご覧ください。

申請番号5番、大森地区ほ場整備の追加分となります。

大森の田、5筆、4,018平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から17ヶ年の新規設定です。

続きまして、資料の6ページの申請番号6番から71ページの申請番号71番までが、大楠地区ほ場整備事業の関連であることから一括してご説明いたします。

現況計画平面図は資料とは別にお配りさせていただきました。

本件は、大楠地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

なお、大楠地区については、今回が初めての設定となりますので、農用地利用集積計画の説明に先立ち、大楠地区のほ場整備につきまして事業の概略をご説明いたします。

事業面積は55.4ヘクタール、整備後の農地整備面積は42.4ヘクタール、経営体育成基盤整備事業で計画されております。

国の審査につきましては、今年度9月から10月に審査を受け、次年度も引き続き行われる予定であり、再来年度の平成32年度の新規採択を目指し推進しているところであります。

それでは、農用地利用集積計画についてご説明いたします。

資料6ページの申請番号6番から71ページの申請番号71番までが、賃借権を設定しようとする案件であります。

申請件数66件、大字は全て大楠であり、田511筆、382,791.60平方メートル、畑6筆、5,302平方メートル

合計517筆、388,093.60平方メートル利用計画は水田及び普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、1月1日から17ヶ年の新規設定です。

なお、後の報告に関連するところでありますが、新たに賃借権を設定するにあたっては、これまで設定してありました権利等を解除する必要があるとして、今回の千葉県農地中間管理機構との賃借権設定に際しまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の解約の手続きを行うとともに、農業者年金の経営移譲年金受給に関連する事項としまして、農地法第3条許可後の使用貸借解約の手続きも行いました。

これは、経営移譲年金を受給している方々が設定している農地法第3条の規定による使用貸借についても解除する必要があると、通常では使用貸借を解除して受給者に所有権が戻るにより経営移譲年金は停止となるところですが、1年以内に農地中間管理機構に農地を貸し出すのであれば特例として年金の支給停止にはならないとされていることから、これによる手続きでございます。

報告の内容も含まれましたが、以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

はじめに、申請番号1番から37番及び39番から71番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番から37番及び39番から71番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、申請番号38番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、申請番号38番の計画は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに報告第1号、転用事実確認証明書の発行については、資料の72ページになります。

このたびの12月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は1件であり、転用完了につき転用事実確認証明書を発行し、工事完了報告書は県に進達いたしました。

次に報告第2号、公共事業の施行に伴う廃土処理事業の届出については、資料の73ページになります。

このたびの12月定例会にご報告すべき当該計画書の提出は1件でありました。

次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知については、資料の74ページから83ページになります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃借権の解除・解約の申し入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものであります。

このたびの12月定例会にご報告すべき当該件数は10件です。

最後に報告第4号、農地法第3条許可後の使用貸借解約に係る通知については、資料の84ページから86ページになります。

これは、農業経営を後継者に譲り渡すため、農業後継者と設定した農地法第3条の規定に基づく使用貸借を解約するものであり、このたびの12月定例会にご報告すべき当該件数は3件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時00分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年12月6日

議長(会長)

署名委員

署名委員
